

保育所保育指針における養護と教育の一体性の概念 —歴史的変遷に着目して—

The Concept of Integration of Care and Education as stated in the Guidelines
for Nursery Care at Nursery School – Focusing on Historical Changes

杉 山 和
Nagomi SUGIYAMA

はじめに

近年、世界中で保育の質の確保・向上に向けた取り組みが求められている。我が国においても、2015年の「子ども・子育て新支援制度」の実施、2017年『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』等の改訂／改定、2019年10月からの幼児教育無償化に伴い、文部科学省「幼児教育の実践の質向上に関する検討会」（2018年）、厚生労働省「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」（2019年）が設置されるなど、同様の動きが見られる。OECDは、2006年の報告書「Starting Strong II」の中で、保育の質の主要な要素の一つに「教育の概念と実践」を挙げ、乳幼児期システムの中心目標として「国のカリキュラム基準の枠組み」を重要視している¹⁾。日本の保育所では、『保育所保育指針』がそれに当たる。

『保育所保育指針』（以下、保育指針）とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（厚生省令第63号）第35条の規定に基づき、日本における保育所の保育内容や運営に関する基本原則を定めたものである。保育指針は、1965年に保育所保育のための参考書として刊行され、その後2008年に告示化されたが、一貫して養護と教育の一体性の理念を受け継いでいる。2017年の改定では、教育と養護を切り離し、「第1章 総則」に養護の項目を新たに設け、保育所保育における養護の重要性が強調された。今回の改定に関して、保育指針改定に関する検討会「社会保障審議会児童部保育専門委員会」（以下、専門委員会）座長の汐見（2017）は、保育の基本は養護であるため、養護を「第1章 総則」に記載したと説明している²⁾。しかし、専門委員会委員の阿部と山縣（2017）は、「第1章 総則」に養護を取り出し教育と分けて示したことにより、一体性が薄らぐのではないかと懸念する³⁾など、異なる意見が見られる。心理学者・鯨岡（2017）が、保育指針において「一体として展開する」と示し、養護は保育所保育の基盤であり重要であるとしながら、保育の内容はほとんど教育の観点から述べられている点を捻れであると指摘する⁴⁾ように、養護と教育の“一体性”の概念は明確に示されていない。

では、養護と教育の一体性とは何を意味するのだろうか。1965年に保育指針が刊行されて以来、

改定の度に注目されてはきたものの、保育指針における養護と教育の一体性の社会的背景や具体的な概念を含め、その歴史の変遷は明らかでなく、日本の保育理念は不明瞭なままである。鯨岡(2017)によっては、今改定においても、養護と教育の一体性について踏み込んだ議論は行われておらず、特に養護については、現代においてどのような意味で必要なか明らかでないと指摘されている⁵⁾。これらを踏まえ、今一度養護と教育の一体性について問い直す必要があるのではないかと考えられた。

目的と方法

そこで、本研究では、保育指針における養護と教育の一体性の概念の歴史の変遷を明らかにし、現代におけるその意味について検討することを目的とした。

保育指針は1965年に刊行された後、1990年、1999年に改訂され、さらに2008年、2017年に改定されている。厚生労働省(旧：厚生省)により設置された部会及び委員会で議論され、2008年からは大臣により告示されている。このことから、本研究は、1965年の保育指針策定を担う「厚生省中央児童福祉審議会保育制度特別部会」が設置された1960年代から現行が告示された2010年代を対象とした文献研究を行った。

なお、厚生労働省は保育指針の告示化以降、「改定」と表記しているため、本稿でも1990年、1999年は改訂、2008年、2017年は改定を用いることとする。

1. 保育指針における養護と教育の一体性の概念の歴史の変遷を、①社会的背景、②保育指針改定(訂)の要点、③養護と教育の一体性の内容に着目して整理する。

保育指針は、子どもや子育て家庭を取り巻く社会状況を背景とし、部会及び委員会で収集された様々な学識者の知見の基に策定されているため、当時の社会状況に関する資料、及び部会、委員会の委員によって著作された文献や雑誌記事、議事録を資料とした。

2. 1の結果を踏まえ関係発達論を参考にして、現代における養護と教育の“一体性”の議論の必要性や具体的な課題を検討する。

I. 『保育所保育指針』(1965年版)の作成

1965年前後の日本では、高度経済成長による労働力不足を補うため、女性の労働力が期待されると同時に、核家族化が進行していた。保育所の増設が進められる中、1959年に国連で可決された「児童の権利宣言」などによって、保育内容の改善といった質への関心も高まっていた⁶⁾。1963年7月31日には、「厚生省中央児童福祉審議会保育制度特別部会」(以下、特別部会)の中間報告「保育問題をこう考える」⁷⁾が報告された。そこでは「保育の七原則」を挙げ、「第6原則一年齢に応じた処遇」において、乳児期は家庭において保育されることが原則でなければならず、「それが不可能な場合においても、親密で暖かい養護が与えられる」必要があると述べられていた。また、「第7原則—集団保育」では、養護においても教育が行われているとして、初めて養護と教育の一体的関係が示されている。さらに一斉保育には限界を設け、その他は養護を主

体としたものでなければならず、「家庭において親子関係を実現する時間や、それが不可能な場合にはゆったりとした家庭的処遇の時間が必要となる」と述べられており、養護は主に家庭での保育が難しい子どもへの「家庭的処遇」として示されていた。

【初の保育指針の刊行】

同年10月28日、文部・厚生両担当局長名による共同通知「幼稚園と保育所との関係について」が提出され、「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましい」と示された⁸⁾。1964年10月には、特別部会の第二次中間報告「いま保育所に必要なもの」において、「保育所保育要領（仮称）を作成し、保育内容の充実をはかるべきである」と発表された。「保育所保育要領（仮称）」作成は特別部会の「第二研究会」によって進められ、「保育所保育指針」と名称を改めた後⁹⁾、1965年8月6日、参考書として局長通知にて発表された^{10) 11)}。養護と教育の一体性が述べられている「第1章 総則」は、当時の母子福祉課保育指導専門官である岡田正章が「第二研究会」での討論に加わりながら書き下ろしたものだ¹²⁾。

【養護と教育の一体性の内容】

第二研究会の平井信義らと岡田正章の共著『保育所保育指針の展開と指導計画』¹³⁾では、当初の養護と教育の一体性について具体的に述べられている。そこでは、保育所保育において、生活上の必要が保育者によって満たされ、保育者との情緒的な結びつきによって安定感を身に付ける養護と、子どもの諸能力を全面的に発達させる教育が必要であるとしていた。また、「養護には常に教育の面が含まれており、教育の基礎となる部分が含まれている」として、一体的関係が示めされていた。

Ⅱ. 『保育所保育指針』（1990年改訂版）

当時は、少子化や情報化等によって、子どもや子育て家庭取り巻く環境は大きく変化していた。保育所の量的拡充は、出生数の影響により1973年を境に減少傾向にある一方、低月齢の乳児の入所増加や障害児保育の普及等によって、保育需要は多様化していた。保育指針刊行から20年以上経っていたこともあり、保育指針改訂に向け、1987年9月「厚生省中央児童福祉審議会保育対策部会」に「保育所保育指針検討小委員会」が設置された。保育指針は「保育所保育指針検討小委員会」での検討の後、厚生大臣への提出を経て、改訂保育指針¹⁴⁾が1990年3月27日に発表された¹⁵⁾。

【改訂の要点】

今改訂では、保育の目標・内容が生涯発達の視点と関連づけて設定された。保育の基本は、子どもの自発的・主体的な活動の援助であるとして、人的環境、物的環境の相互作用を含め、環境を通して行う保育を重視した。『幼稚園教育要領』との整合性にも配慮し、教育的な内容については子どもの発達の側面から5領域の区分を導入した。保育需要の多様化に対応するため、個性の尊重や個人差への配慮等も盛り込まれた¹⁶⁾。

【養護と教育の一体性の内容】

保育所保育の独自の機能である養護を強調するため、ねらい及び内容等が再編成された。養護

は、子どもたちの年齢が低いという意味に加え、保育に欠ける子どもの「家庭養育の補完」として確認された¹⁷⁾。保育内容では、養護を「保母が適切に行うべき基礎的事項」、教育を「保母が援助する事項を子どもの発達の側面から示したもの」と示し、保育所保育の特性としてその一体的関係を明確化した¹⁸⁾。

Ⅲ. 『保育所保育指針』（1999年改訂版）

当時は、核家族化や少子化などの進行によって、育児の孤立化や育児不安の増加、家庭や地域社会における養育機能の低下が指摘されていた。対応策として、1994年12月の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を皮切りとした少子化対策が本格化していった。具体案として示された「緊急保育対策等5カ年事業」においては「子育て支援のための基盤整備」が図られるなど、社会全体で子育てを支援するという方向性が示された。後の1999年12月には「少子化対策推進基本方針」が示され、具体実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定されており、保育だけでなく、雇用、母子保健、相談等様々な事業を含めた少子化対策が勧められた¹⁹⁾。1994年4月には、我が国においても「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が批准された。「社会福祉基礎構造改革」に先立ち、1997年6月に改正された「児童福祉法」では、第48条の2によって、保育に支障がない限りにおいて、保育に関する相談及び助言を行わなければならないと規定されるなど、児童家庭福祉に関する施策や法整備等が進められた²⁰⁾。

1998年10月には、保育指針に改訂に向け、「中央児童福祉審議会保育部会」に「保育所保育指針検討小委員会」が設置された。一般国民からの意見を募集するため、インターネット上にある厚生省のホームページに保育指針の改訂案が提示された後、1999年10月29日、厚生省児童家庭局長より改訂保育指針²¹⁾が通知された²²⁾。

【改訂の要点】

「児童の権利に関する条約」の批准を受け、「乳幼児の最善の利益」を考慮するため、体罰の禁止やプライバシーの尊重など「倫理観に裏付けられた愛情や技術の発揮」が保育士の保育姿勢として明記された²³⁾。また、保育士と子どもとの相互作用を通じて「社会的規範の学習が行われていくこと」を強調しつつ、「年齢区分」を「発達過程」に改め、個人差への理解も強調した。その他、自己評価や研修等の保育士の資質向上に関する内容や、幼児突然死症候群（SIDS）やアトピー性皮膚炎なども特記した²⁴⁾。

【養護と教育の一体性の内容】

今改訂では、児童福祉法の改正を受け、「家庭養育の補完」について積極的な働きかけが求められた。従来の「保育所保育が家庭養育を主として単なる補足を考えればよいという捉え方」から「家庭と協力する補完性」に改め²⁵⁾、「家庭で親が自信を持って子育てできるような補完的援助としての保育を考えることが大切」とした²⁶⁾。「第1章 総則」にある「家庭や地域社会との連携を密にし、家庭養育の補完を行い」という文言には「協力」が加えられ、「家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完」を行うと改められた。新たに設けられた第

13章では、保育所における「子育て支援」についてはじめて明示され、地域性とより連携した保育所づくりが望まれた²⁷⁾。

1965年版から1990年改訂版まで、養護は主に保育に欠ける子どもに対する「家庭養育の補完」として確認された。しかし、1990年代には少子化対策が次々と打ち出され、家庭だけではなく、社会全体で子育てを支援することが目指されるようになった。

また、1994年に批准した「児童の権利に関する条約」の18条では、父母又は法定保護者の第一義的責任や養育責任、締約国による施設や設備などの提供義務等が示されている²⁸⁾。このことは、1997年の「児童福祉法」改正時には反映されなかったものの、2016年の改正「児童福祉法」によって明文化されており²⁹⁾、日本における家庭養育の捉え方に多大な影響を与えたと思われる。

なお、1997年の「児童福祉法」改正では、保育所における「子育て支援」についてはじめて明記されるとともに、1999年改訂の保育指針では、保育所がより一層地域や家庭との連携を強化し、保護者に対して相談や助言を行うことが求められた。1990年改訂版以前の養護に関する記述内容と比較すると、主に「家庭養育の補完」として「子どもの状況に応じて、保母が適切に行うべき基礎的事項」に「子育て支援」の機能が加わっている。つまり、養護は、少子化や核家族化などがもたらした家庭養育の捉え方の変化によって、「家庭養育の補完」以上に、社会情勢の変化を見据え、家庭と協力して子どもを育てる役割が求められるようになったのである。

このことから、保育指針における養護と教育の一体性の概念は、1999年改訂版において、「家庭養育の補完」から社会全体で子育てを支援するという概念へと転換したと考えられた。

IV. 『保育所保育指針』（2008年改定版）

当時は、子育てに不安や悩みを抱える保護者の増加や、保護者の養育力の低下がより深刻化していた。これらの状況を受け、2005年に「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」を制定するなど、保育サービスの充実に加え、保護者の働き方や生活問題の見直しに向けた取り組みが行われた。具体策として、翌年には「子ども・子育て応援プラン」が策定され、2007年12月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議の報告によっては、保護者の就労と子どもの育成の包括的支援が目指された。同時期の2001年には、保育士が国家資格化され、2003年の改正「児童福祉法」では、保育士の業務として、第18条4「児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うこと」が規定されるなど、保育士の専門性が社会から広く求められるようになった。2006年の改正「教育基本法」では、幼児教育の振興として保育所における教育が明記され、就学前の教育の充実が課題となった³⁰⁾。

そこで、2006年に雇用均等・児童家庭局長により「保育所保育指針改定検討会」が設置され³¹⁾、「保育指針（案）」がまとめられ、1ヶ月間のパブリックコメントを行った後³²⁾、2008年3月28日に改定保育指針³³⁾が厚生労働大臣により告示化された³⁴⁾。

【改定の要点】

「通知」から告示に変更されるとともに大綱化され、保育指針の位置付けが明確化し、法的拘束力を有するものとなった。また、各保育所は養護と教育を一体的に行う施設として、一定の基

準としての共通理解と創意工夫が求められた³⁵⁾。

今改定では、保育所が「子どもの最善の利益」に基づいた子どもの生活の場であり、「子どもの心身の健全な発達を図る」とともに、保育の質向上を目指す専門機関として明示された³⁶⁾。保育所の役割には、保育と保護者支援の2点を義務付け³⁷⁾、子どもにとって最もふさわしい生活の場となることができるよう、家庭と保育所、そして地域との協働が望まれた。保育内容についてはこれまでの内容を受け継ぎつつ、『幼稚園教育要領』との整合性から小学校との連携についても示されるなど、保育所保育における教育的側面の充実が図られた。また、一人ひとりの子どもを主体として捉え、発達や学びの連続性を重視した細やかな対応に配慮するため、保育内容から年齢区分を除き、一定の日安となるような子どもの発達の方向性を示す章を設けている³⁸⁾。

【養護と教育の一体性の内容】

保育を捉える視点を明確化するため、養護と教育を分けて定義し、保育内容も別々に記載された³⁹⁾。これまでも養護や教育の考え方について示されていたものの、「養護とは」「教育とは」というように、保育指針において定義が明示されたのははじめてのことであった。また、「家庭養育の補完からより積極的に保護者との協働を推し進めるという考え方」を示し、「子育て支援」から名称を改めた「保護者支援」を充実させた⁴⁰⁾。「家庭養育の補完」は削除され、「第1章 総則」にある「家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行い」という文言は、「家庭との緊密な連携の下に」と改められている。

2000年代に入り、保育サービスの拡充とともに、保育士資格の法制化（2003年）により保護者に対する「保育指導」が業務に加えられるなど、社会全体で子育てを支援するという捉え方が推進された。2008年改定版と1999年改訂版を比較すると、2008年改定版以降は「家庭養育の補完」という文言を削除し、養護と教育を別々に定義するようになった。具体的には、養護は「家庭養育の補完」ではなく、家庭と協働し、連携を取りながら「子どもの生命の保持及び情緒の安定のための保育士等が行う援助や関わり」として、教育とは別にして展開している。また、「保護者支援」は養護と関連性を持ちつつ、子どもの保育に並ぶ保育所の重要な役割として示されている。

V. 『保育所保育指針』（2017年改定版）

当時、核家族化や地域社会の希薄化等に加え、待機児童も問題視される中、0～2歳児の保育所利用児童数は増加傾向あった。OECDなどの国際調査機関によっては、質の高い乳幼児期の教育がその後の子どもの人生や社会に大きな影響を与えるという調査結果も示されていた。そこで、「すべての子どもの育ちと子育てを質量共に社会全体で支えていく」ことを目指し、2015年4月に「子ども・子育て支援の新制度」が施行された⁴¹⁾。

これらの現状を踏まえ、保育指針の全般的な見直しを行うため、2015年12月、専門委員会が設置され、パブリックコメントを経た2017年3月31日、改定された保育指針⁴²⁾が厚生労働大臣のもと公示された⁴³⁾。

【改定の要点】

今改定では、前改定における『幼稚園教育要領』との整合性により、「0、1、2歳児の関する保育の内容とねらいについての記述」が薄くなってしまったとして、改めて具体化された。また幼稚園、認定こども園とともに、保育所は「幼児教育を行う施設」と明記され、小学校教育との連続性を考慮した「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など、幼児教育の共通化が図られた。そして、「保育課程」（教育要領では「教育課程」）も「全体的な計画」として統一され、保育内容の記載方法等も整合化されている。さらに、食育の見直し等の他、「子ども・子育て支援新制度」の施策等を踏まえ、地域の子育て支援の必要性が改めて確認され、保育の質的観点からは研修体系の策定等が望まれた⁴⁴⁾。

【養護と教育の一体性の内容】

今改定では、養護を強調するため、「第1章 総則」に新たに養護の項目が設けられた。一方教育については、『幼稚園教育要領』と『認定子ども園保育・教育要領』との共通化が図られた。また、「保護者支援」から名称を再度「子育て支援」に改め、その必要性が確認され、地域社会全体が繋がり、子どもと保護者と育ち合うという考え方が示めされた⁴⁵⁾。

さらに、2017年改定版では、養護を「第1章 総則」で取り上げ重要視するなど、養護と教育の一体性は謳いつつも、分離した表記を続けていると考えられた。これまでの内容と比較すると、「第1章 総則」に取り上げられた養護の働きは、保育所保育における重要な機能として高まってきたと考えられる。このことから、1999年改訂版で転換した養護と教育の一体性の概念は、“一体性”を謳いつつも、養護と教育を分け、それぞれの専門性を明確にして、ともに保育所保育における重要な概念として位置付けていると考える。

VI. 「養護と教育の一体性」についての考察

以上、保育指針における養護と教育の一体性は、「保育問題をこう考える」によってはじめて示され、1999年改訂版において転換が図られた。「家庭養育の補完」に代わって地域や家庭との協働、連携し、社会全体を視野に入れた概念へと変化し、現在に受け継がれている。

一方、養護と教育の“一体性”の定義は、2008年改定版以降解説書において提示されたものの、保育指針に記載されたことはない。また、1990年改訂版以降、養護と教育の一体性について異なる意見が見られたが、養護は教育の基礎である又は両義的な関係であるといった構成に関する議論に留まっており、踏み込んだ議論は行われていない。厚生労働省「保育所等における保育の質・確保向上に関する検討会」総論的事項研究チーム（2020）によっても、養護と教育の一体性の概念について「現場にも様々な混乱や課題が存在する」と指摘されている⁴⁶⁾。また、2017年の保育指針改定の際には、その内容について学識者や関係団体の見解が公表されており、なかでも鯨岡峻氏は、関係発達論に基づき「養護と教育の一体性」を明記すべきと提言しており、注目された。そこで、ここでは関係発達論の視点から、現代における養護と教育の一体性の意味を考えていくことにする。

【関係発達論とは】

関係発達論に関する研究は、WHO や保育指針等が発達観の転換期を迎えた2001年以降増加傾向にある。教育・医療など多分野にわたる研究が試みられており、「子どもの育ちに直面する臨床の場の問題を核として、個体能力では捉えきれない発達を捉える発達観」として位置づけられている。竹・村山(2020)は、旧来の発達観と関係発達論は対立関係ではないものの、「現在の教育の枠組みは能力発達の発達観に偏っている」と述べ、予測不可能な未来への不安が高まる現代においては、主体として育ちつつ、集団へ開かれていく「人の育ちの両義性」を捉えようとする関係発達論の視点が重要であるとした⁴⁷⁾。保育分野においては、梅崎(2014)が旧来の発達観と関係発達論を比較し、概念の違いを右の表のように整理した。そして、関係発達論を踏まえた保育実践研究から、保育者が半ば無自覚のうちに社会的な課題を設定する保育を余儀なくされ、「子どもの〔できる一できない〕が顕在化されている」ことを明らかにした。そして今後は、「一人の育てる者と、多数の育つものとの構成される保育の場」においては、「〔育てるもの一育てられる者〕の両者を発達の主体と見なす」ことを提唱した⁴⁸⁾。

このように、関係発達論は、2001年以降個体能力主義に偏る旧来の発達観への批判から始まり、新たな発達観として注目されてきた。鯨岡(2010)も、近年早期教育等の競争原理や成果主義のもと、「育てる」という内容には能力の早期定着、獲得が必要だとする考え方が浸透してきており、大人の主体としての思いばかりが先行し、子どもの主体としての生き方が欠如していると指摘する⁴⁹⁾。

主体という概念とは元々心の育ちと密接に語られてきたが、鯨岡(2010)の主体とは、今「ある」姿と成長・変容する(「なる」という)姿、そして、自己として生き、周囲と生きるという意味を含み、自己を確立しつつ、周囲に開かれたものとして生きていくという両義性を帯びた概念である。従来の自己決定や自己主張など「自己」に焦点を当てた一般的な考え方とは異なり、「人と人とが共に生きるという枠組み」をもって捉えられている⁵⁰⁾。つまり、相互主体的に人を「育てる一育てられる」という営みにおいて、子どもと周囲との関係を切り離すことはできず、保育理念である養護と教育の一体性についても、子どもと保育者の関係性を基礎に考えていく必要があるとわかる。

【関係発達論に基づく養護と教育の一体性】

関係発達論とは、周囲の人間関係において、子どもが「育てる一育てられる」という関係性の中で一人の主体として生きていくという、生涯発達の観点を包括した考え方である。それは、子

表1「旧来の発達論と関係発達論の比較」(梅崎)

旧来の発達論での扱い		関係発達論で試みられる再定義
何かができるようになること	発達	育てられる者から育てる者になっていく過程
子ども	(発達)の主体	子どもも大人も
養護は3歳未満へ(保育所)の営為。教育は3歳以上へ(幼稚園)の営為	養護と教育	生涯発達の条件であり、不可分
おざなりにされてきた(能力獲得や拡大が優先されてきた)	心を育てる	子どもを育てる上でのただ一つの目標。私の心(自己性/能動性)と私たちの心(社会性)のバランスの良い育ちが目指される

梅崎高行(2014) 関係発達論に基づく保育実践と発達研究の動向. 甲南女子大学研究紀要 人間科学編, 50, 15-24

子どもが時間軸に沿って「育てる―育てられる」主体として変容していく過程を根底に持ち、かつては子どもだった大人も主体として捉え、子育てを相互主体的関係の中で行われるものであると考えている。それゆえ、保育における子どもと保育者の関係も相互主体的関係として捉えるとともに、両者の関わり合い、つまり養護と教育の営みも相互主体的関係の視点から考える必要がある。

養護と教育の一体性について、鯨岡（2017）は、「子どもの『いま、ここ』の心の動きを優しく受け止めてそれに応じようとする保育者の心の動きや姿勢」である「養護の働き」と、「保育者としてこうして欲しいという願いを子どもに伝えようという心の動きや姿勢」である「教育の働き」の二面が「一体として子どもに振り向けられる営み」であると述べている。また、目があっただけで思いが通じ合うなどの、「子どもと保育者の間に生まれている独特の場（空間）」を「接面」と呼び⁵¹⁾、実際の保育とは「保育する」という動態であり、「子どもの心の動きを接面から感じ取り、それに応じようとする時の保育者の心の動きや姿勢」によって導かれているという。これは、保育指針で「生命の保持」と「情緒の安定」と言われている養護と、「5領域」と言われている教育が分断できるものではなく、子どもと心の動きを出発点とした保育の営みにおいて、同時に働いている⁵²⁾ことを意味している。つまり、子どもという「両義的な主体」に対して保育者も「両義的な対応が必要」であり、心を持った主体である保育者だからこそ、子どもの心の動きを感じ、自分の思いをもって答えていくことができるのである⁵³⁾。

以上、鯨岡の養護と教育の一体性とは、関係発達論を基礎に置いた概念であるが、子どもと保育者の相互主体的関係の中で「接面」から感じ取られる子どもの心の動きに対し、保育者が同時に受け止め（「養護の働き」）、返していく（「教育の働き」）という両義的な働きかけである。ここでは、「保育する」という実際の動的な営みから考えると、養護と教育を切り離して考えることへの問題が明らかである。厚労省「保育所等における保育の質・確保向上に関する検討会」の報告書でも、「保育の質、中でも特に保育者と子どもの関係性の質が、非常に重要な要因となる」と明記しており⁵⁴⁾、養護と教育の一体性を子どもと保育者の関係性から捉え直していく上で、関係論の視点が多くの示唆に富んでいると考えられた。

おわりに

本研究の目的は、保育指針における養護と教育の一体性の概念の歴史の変遷を明らかにし、現代におけるその意味について検討することである。当時の社会状況に関する資料、及び部会、委員会の委員によって著作された文献等を整理した結果、保育指針における養護と教育の一体性の概念は、1999年改訂版において、「家庭養育の補完」から社会全体で子育てを支援するという概念へと転換したと考えられた。2008年改定版以降は、養護と教育を分け、それぞれの専門性を明確にして、ともに保育所保育における重要な概念として位置付けられている。一方、養護は教育の基礎である又は両義的な関係であるといった構成に関する議論に留まっており、踏み込んだ議論は行われていない。関係発達論に基づいて養護と教育の一体性を考察するならば、養護と教育を切り離して考えることへの問題が顕著であり、養護と教育の一体性を子どもと保育者の関係

性から捉え直していく必要があると考えられた。

本稿を執筆するにあたり、ご指導をいただきました愛知県立大学名誉教授宍戸健夫先生、愛知淑徳大学大学院教育学研究科教授白石淑江先生に感謝申し上げます。

なお、本稿は教育学研究科修士論文における研究として取り組んだものである。また、日本保育学会第73回大会（2020年）においてその内容の一部をポスター発表した。

引用参考文献

- (1) 星美和子、首藤美香子、大和洋子、一見真理子（2006）OECD 保育白書 一人生の始まりこそ力強く：乳幼児期の教育とケア（ECEC）の国際比較．明石書店．145-149.
- (2) 汐見稔幸（2017）保育所保育指針改定へのポイントとこれからの保育．保育の友，65（1），10-14.
- (3) 阿部和子、村松幹子、山縣文治（2017）てい談 保育所保育指針の改定に関する「中間取りまとめ」から今後の保育を考える．前掲（2）．15-24.
- (4) 鯨岡峻（2017）改定「保育所保育指針」を読んで 第3回 その2. 保育通信，749, 22-27.
- (5) 鯨岡峻（2017）改定「保育所保育指針」を読んで 第2回 その1. 保育通信，748, 8-14.
- (6) 久保いと（1970）第3篇 第3章 幼・保の競合と一元化の試行（二）①各家族と婦人労働の増加．岡田正章、久保いと、坂本彦太郎、宍戸健夫、鈴木政次郎、森上史郎（2010）戦後保育史 第2巻．日本図書センター．355-361.
- (7) 中央児童福祉審議会保育制度特別部会（1963）保育問題をこう考える．岡田正章、日名子太郎、由田浩（1966）就学前教育事典．第一法規出版．322-329.
- (8) 竹内通夫（2011）戦後幼児教育問題史．風媒社．26-29.
- (9) 宍戸健夫・岡田正章（1970）第2編 保育所とその影響 第3章 保育所保育の整備と拡充 四 保育内容の充実—『保育所保育要領』と『保育所保育指針』を中心に—．前掲（6）．219-232.
- (10) 山下俊郎（1996）まえがき．岡田正章、青木きみ、平井信義、秋田美子、宮下俊彦、鈴木とく．保育所保育指針の展開と指導計画．フレーベル館．3-5.
- (11) 厚生省児童家庭局（1965）保育所保育指針．フレーベル館
- (12) 前掲（9）
- (13) 前掲（10）．22-23
- (14) 厚生省児童家庭局（1990）保育所保育指針．フレーベル館
- (15) 朽尾勲（1990）「保育所保育指針」改定の趣旨と経緯．平井信義編著．保育所保育指針解説．チャイルド本社．13-20.
- (16) 高城義太郎（1990）総則にみる改訂の方向と要点 養護と教育が一体となった保育．新しい保育所保育指針と21世紀の展望 その案と解説・実践のための研究・資料．チャイルド本社．10-13.
- (17) 成田錠一他（1990）第1章 総則．成田錠一他．改定 保育所保育指針解説．北大路書房．6-14.

- (18) 高城義太郎 (1990) 第1章 総則 5. 「ねらい」「内容」「領域」の概念の構築. 前掲 (15) . 26-27.
- (19) 内閣府 (2020) 第2章 第1節 これまでの少子化対策. 令和元年版 少子化社会対策白書, 53-60.
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2019/r01pdfhonpen/r01honpen.html>
- (20) 西村重稀 (2000) プロローグ～改訂の理由と経過、主な視点～. 石井哲夫・待井和江. 改訂保育所保育指針全文の読み方. 全国社会福祉協議会. viii-ix.
- (21) 厚生省児童家庭局 (1999) 保育所保育指針. フレーベル館
- (22) 西野重稀 (2000) 第3章 保育所保育指針改訂の概要について 第2節 保育所保育指針改訂の審議経過. 石井哲夫編著. 改訂保育所保育指針 Q&A70. ひかりのくに. 80-81.
- (23) 前掲 (20)
- (24) 石井哲夫 (2000) 第3章 保育所保育の概要について 第3節 改訂の基本的考え方と要点. 前掲 (22) . 82-84.
- (25) 石井哲夫 (2000) 第1章 総則 1 保育の原理. 石井哲夫・待井和江. 前掲 (20) . 2.
- (26) 石井哲夫 (2000) 第4章 保育所保育指針の内容の解説< Q&A 70>. 前掲 (22) . 92-93.
- (27) 石井哲夫 (2000) 第1章 総則 【保育実践上のポイント】. 前掲 (20) . 6-10.
- (28) ユニセフ. 「子どもの権利条約」全文 (政府訳) .
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html (情報取得 2020/07/01)
- (29) 所貞之 (2018) 「家庭的」であることと児童養育責任. 立教女学院短期大学紀要, 50, 115-128.
- (30) 天野珠路 (2009) I 3 保育所保育指針の改定の経緯と趣旨. 《別冊発達 29》. ミネルヴァ書房. 27-40.
- (31) 保育所保育指針改定検討会 (2006) 資料 1「保育所保育指針」改定に関する検討会 開催要項. 保育情報, 362, 15.
- (32) 柏女霊峰 (2008) 新保育所保育指針を読む. 厚生労働, 65 (5) , 18-22.
- (33) 厚生労働省 (2008) 保育所保育指針. フレーベル館
- (34) 雇用均等・児童家庭局保育課 (2008) 保育所保育指針の改定について. 前掲 (32) , 14-17.
- (35) 民秋言 (2009) 第I部 総論 保育所保育指針 第1章 保育所保育指針改定のねらい 2. 改定の基本的考え方. 民秋言編著. 新保育所保育指針の展開. 建帛社. 3-6.
- (36) 天野珠路 (2009) III 保育所保育指針の改定のポイント 保育所保育指針「総則」をめぐる. 前掲 (30) . 98-110.
- (37) 義本博司 (2008) 特集<インタビュー>新保育所保育指針とこれからの保育の展望—義本博司保育課長に聞く—. 保育の友, 56 (14) , 10-25.
- (38) 天野珠路 (2009) III 保育所保育指針の改定のポイント 子どもの発達. 前掲 (30) , 111-120.
- (39) 秋田喜代美 (2007) 特集 座談会 保育所保育指針の改定中間報告を読む. 保育の友, 55 (13) ,

10-25.

- (40) 天野珠路 (2008) 特集 てい談 新たな保育所保育指針がめざすもの. 保育の友, 56 (4), 10-25.
- (41) 厚生労働省社会保障審議会児童部保育専門委員会 (2015) 第1回 議事録.
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000120578.html> (情報取得 2020/03/27)
- (42) 厚生労働省 (2017) 保育所保育指針. フレーベル館
- (43) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (2017) 保育所保育指針の公示について.
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html (情報取得 2020/03/27)
- (44) 無藤隆、汐見稔幸、砂上史子 (2017) ここがポイント! 3法令ガイドブック. フレーベル館, 78-141.
- (45) 厚生労働省社会保障審議会児童部保育専門委員会 (2016) 議事録.
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_314168.html (情報取得 2020/03/27)
- (46) 厚生労働省 保育所等における保育の質・確保向上に関する検討会 総論的事項研究チーム (2020) 第9回 資料1-2.
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11360.html (情報取得 2020/06/23)
- (47) 竹美咲、村山拓 (2020) 関係発達論に関する研究の動向. 東京学芸大学紀要 総合教育科学系, 71, 275-284.
- (48) 梅崎高行 (2014) 関係発達論に基づく保育実践と発達研究の動向. 甲南女子大学研究紀要 人間科学編, 50, 15-24.
- (49) 鯨岡峻 (2010) 保育・主体として育てる営み. ミネルヴァ書房
- (50) 同上
- (51) 鯨岡峻 (2017) 保育における養護と教育について再考する「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」を読んで その3. 保育通信, 744, 8-13.
- (52) 鯨岡峻 (2017) 改定「保育所保育指針」を読んで 第4回その3. 保育通信, 750, 13-21.
- (53) 前掲 (51)
- (54) 前掲 (46)